

- クールジャパン・インバウンド対応等に係る専門性を有する外国人材の受入れニーズに機動的に対応し、外国人材の修得した専門的な知識・技能が企業等で最大限活用されるよう、国家戦略特区法に入管法の特例を規定（平成29年9月22日施行）
- クールジャパン・インバウンド分野の受入れについて、
 - ① 活動内容が在留資格「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」に該当するか否か
 - ② ①で在留資格への該当性が認められた場合、現行の上陸許可基準で求められる学歴や実務経験要件と同等の知識・技能等の水準を、国内外の資格・試験や受賞歴等で代替できるか否か
 について区域会議において関係府省・関係自治体が一体となり協議・検討し、必要に応じ上陸許可基準の特例の対象等とする

